

緊急セミナー「新・『文化芸術基本法』で何が変わるか？」

日本の文化芸術全般に関する法律として、平成13年議員立法により成立した「文化芸術振興基本法」。成立から16年を経て、今年6月23日に「文化芸術基本法」として改正が行われました。

このたび、新・「文化芸術基本法」のポイントと今後の国におけるビジョンや施策について文化庁ご担当者より解説をいただくとともに、「企業メセナ」についての意義や課題について、有識者を交えた皆さまとのディスカッションを行う緊急セミナーを開催いたします。ぜひお誘いあわせのうえ、ご参加ください。

■開催概要

日時 | 2017年9月26日(火) 17:45~19:00 [開場 17:30]

内容 | I. 文化庁講義「文化芸術基本法の改正のポイントについて」

II. ディスカッション「新・文化芸術基本法で何が変わる？民間への意義」 *以上予定

*詳細はHPをご覧ください。http://www.mecenat.or.jp/ja/events/post/post_33/

登壇者 | 高田行紀 | 文化庁 長官官房政策課 文化プログラム推進室担当室長

片山正夫 | (公社)企業メセナ協議会 理事 / (公財)セゾン文化財団 常務理事

吉本光宏 | (公社)企業メセナ協議会 理事 / (株)ニッセイ基礎研究所 研究理事 *五十音順・敬称略

会場 | WizBiz 2F セミナールーム (東京都港区芝 5-16-7 芝ビル)

※JR「田町駅」西口徒歩6分、地下鉄浅草線「三田駅」A3出口徒歩5分、地下鉄三田線「三田駅」A8出口徒歩4分

定員 | 50名 *定員になり次第が切

参加費 | 協議会会員(無料)、非会員・一般(2,000円)、学生(1,000円)

お申込み | ①メール: mecenat@mecenat.or.jp へてに、件名を「9/26 セミナー申込み」とし

【お名前・ご所属(お役職)・電話番号】をお送りください。

②FAX: 下記申込書に必要事項を記入の上、FAX 03-5439-4521 までお送りください。

 文化庁「平成29年度次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」

参加申込書 FAX: 03-5439-4521 (企業メセナ協議会 行)

当日は本紙を会場へご持参ください。

*当日会場にて自社のメセナ活動に関する資料・冊子等を配布ご希望の方は、お気軽にスタッフまでご相談ください。

ご所属 _____ ご役職 _____

ご住所 〒 _____

お名前 _____ E-mail _____

TEL _____ FAX _____

*お申込みに際しお送りいただいた情報は、企業メセナ協議会の個人情報の保護に関する規定に従い、本件に関するご連絡ならびに協議会事業等のご案内およびご連絡のみに使用します。

お問合せ: mecenat@mecenat.or.jp (セミナー担当) TEL: 03-5439-4520、FAX: 03-5439-4521